



一般社団法人 相模原青色申告会からのお知らせ

令和5年10月1日より開始されるインボイス制度についての相談や登録申請は、**年内中**にお願いいたします。
下記指導会および決算申告期間中のご相談は、時間の関係上難しいため、早目のご対応を重ねてお願い申し上げます。

① 記帳確認個別指導会《予約制》

皆様が1年間苦勞して記帳した帳簿等の内容を確認させていただく指導会です。
この指導会期間中に、正しく記帳されていると確認を受けますと、令和5年1月17日～3月30日（所得税・消費税）の期間の**先行予約**ができます。右下カレンダーの色のついた開催日以外は、記帳確認でご来局いただいても先行予約はできませんのでご了承ください。

なお、11月7日以降の記帳の仕方の相談（決算修正を除く）はお断りいたしますのでご了承ください。

特に、下記の項目にあてはまる方は、早めにお越し願います。

会計ソフトで入力したものの確認等がわからない方

10万円以上の固定資産を購入した方

前回の確定申告が1回（50分）で終わらなかった方

<会場>

◎ 青色会館（相模原市中央区中央3-11-5）

<持ち物>

- ◎ 現在記帳されている全ての帳簿（なるべく近日まで記帳がしてあるもの）
- ◎ **【簡易簿記の方】** 令和4年分月別総括集計表・現金出納帳・経費帳など
（※月別総括集計表だけでは、記帳確認は行えません）
- ◎ **【手書きの複式簿記の方】** 合計残高試算表・元帳・振替伝票など
- ◎ **【やよいの青色申告（弥生会計）をご利用の方】** 振替伝票・ノートパソコン又はバックアップデータを保存したUSBフラッシュメモリー等
- ◎ 事業用固定資産の購入等でご不明な点があればその資料（車両購入の注文書など）
- ◎ 事業用預金通帳等
- ◎ 令和2年・令和3年分の所得税の確定申告書（控）青色申告決算書（控）
（白色申告の方は収支内訳書）（ある方のみ）

予約受付開始：令和4年10月24日（月）

予約電話番号 042-756-4104（11月・12月のみ）

予約受付時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00

予約時間帯 午前9時・10時・11時・午後1時・2時・3時
※指導時間は、お一人50分以内

② 消費税事前個別相談会《予約制》

※次の①又は②に該当する方は、令和5年分が消費税課税事業者になります。

① 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超えた方。

② 令和4年1月～6月までの課税売上高が1,000万円を超えた方で、かつ給与等の支払額の合計額も1,000万円を超えた方。

上記の方たちは、消費税の届出が必要です。まだ届出をされていない方は、必ずこの相談会にお越しください。

この相談会では・・・

① 消費税の計算方法（一般課税か簡易課税）の選択をします。特に**令和5年分が課税事業者となられる方で、簡易課税制度の選択（取止め）をされる方は、令和4年12月28日までに届出書を提出しなければなりません。**計算方法の選択によっては、納付すべき消費税額に大きな差が生じる場合があります。

② 消費税の計算方法（一般課税か簡易課税）の違いによって記帳の方法が異なりますので、ご相談願います。

<持ち物>

- ◎ 過去に提出された消費税関係提出書類の控
- ◎ 令和2年・令和3年分の所得税の確定申告書（控）青色申告決算書（控）
（白色申告の方は収支内訳書）
- ◎ 令和2年・令和3年分の消費税の確定申告書（控）（消費税の申告をされた方）
- ◎ 令和4年分の帳簿等（月別総括集計表または、合計残高試算表も含む）

11月						12月					
月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5				1	2	3
7	8	9	10	11	12	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	19	20	21	22	23	24
28	29	30				26	27	28	29	30	31

予約してご来局ください！

③ 年末調整個別指導会《予約不要》

従業員や青色専従者給与の支払いのある事業主の方へ

「年末調整」は、青色事業専従者や従業員（パート・アルバイト含む）を雇用する事業主の方が必ず行わなければならない事務手続きです。令和4年の支払金額が確定して源泉徴収した所得税の精算を行う従業員等の確定申告の性質を持っています。計算方法等に関する不明点や不安などがある方は必ずこの指導会でご相談ください。

令和4年12月						令和5年1月					
月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	2	3	4	5	6	7
5	6	7	8	9	10	9	10	11	12	13	14
12	13	14	15	16	17	16	17	18	19	20	21
19	20	21	22	23	24	23	24	25	26	27	28
26	27	28	29	30	31	30	31				

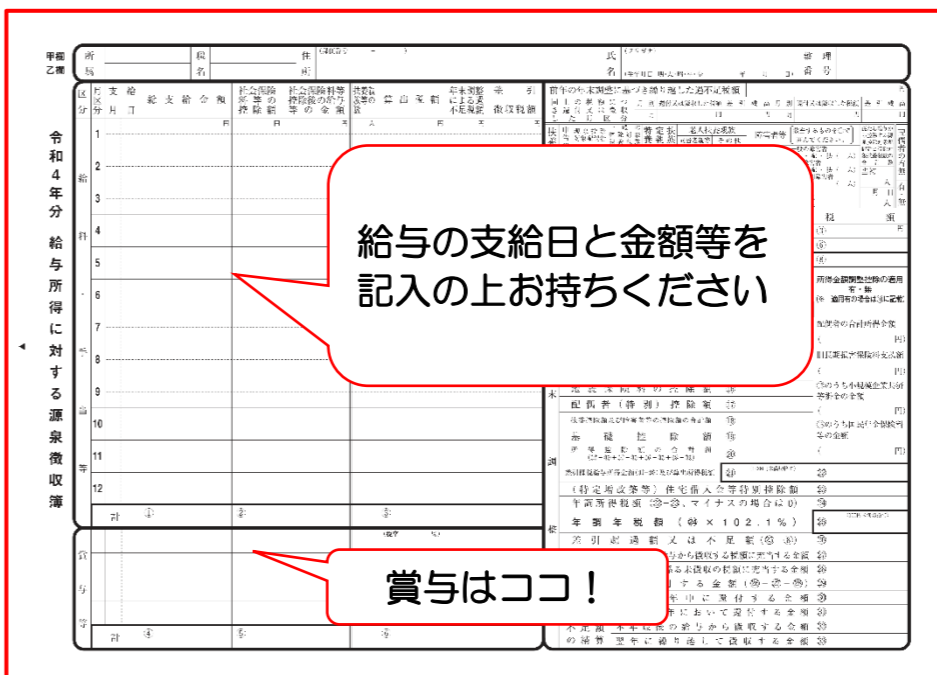
＜会場＞
青色会館
(中央区中央3-11-5)
＜受付時間＞
午前9:00 ~ 11:00
午後1:00 ~ 3:30
※受付時間は混雑状況により変わります

各種用紙は国税庁のホームページより入手できます。ホームページからの入手が困難な方は、税務署または青色申告会まで事前に取りにいらしてください。(要事前確認)

上記青色に塗ってある期間で指導会を実施いたします。
※1月4日(水)は指導会を開催していません。
※毎月納付の方の納期限は1月10日(火)までです。
※混雑状況により、入場を制限させていただきます。
※各用紙とも記入して来場をお願いします。(右記参照)

＜持ち物＞

- ① 事業主のマイナンバーカードの両面コピー または マイナンバーのわかる書類 と 身元確認書類 (運転免許証など) のコピー
- ② 事業主のe-Taxで使用しているUSBメモリ と 利用者識別番号等の通知 (本会よりお渡ししている青いクリアファイル)
- ③ 令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿
- ④ 令和4年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (必要事項がすべて記入してあるもの) および 従業員等の配偶者や扶養親族に給与等の収入がある方はその金額(見込額)がわかるもの(扶養控除等の適用判定に必要です)
- ⑤ 令和4年分給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ⑥ 令和4年分給与所得者の保険料控除申告書 および 従業員等が加入している生命/介護/個人年金/地震(長期損害)保険等の控除証明書・小規模企業共済等・国民年金(基金含む)の控除証明書・国民健康保険税等の金額がわかるもの (⑤⑥は事前に従業員等へ配布し記入してもらってから指導会へご持参ください。)
- ⑦ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)(R4・1~6月分の控えと未記入のもの) ※当会の納付書は在庫に限りがあるため、必ずご持参ください。
- ⑧ 令和5年度(令和4年分)給与支払報告書(総括表)の封筒一式(ある方のみ)
- ⑨ 従業員等に令和4年中前職があり、年末調整をする場合には、その前職の給与の源泉徴収票
- ⑩ 従業員等が住宅借入金等特別控除(2年目以降のみ)を受ける場合には、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書及び住宅借入金残高証明書
- ⑪ 令和3年分の上記③から⑦の記入済みの用紙(ある方)

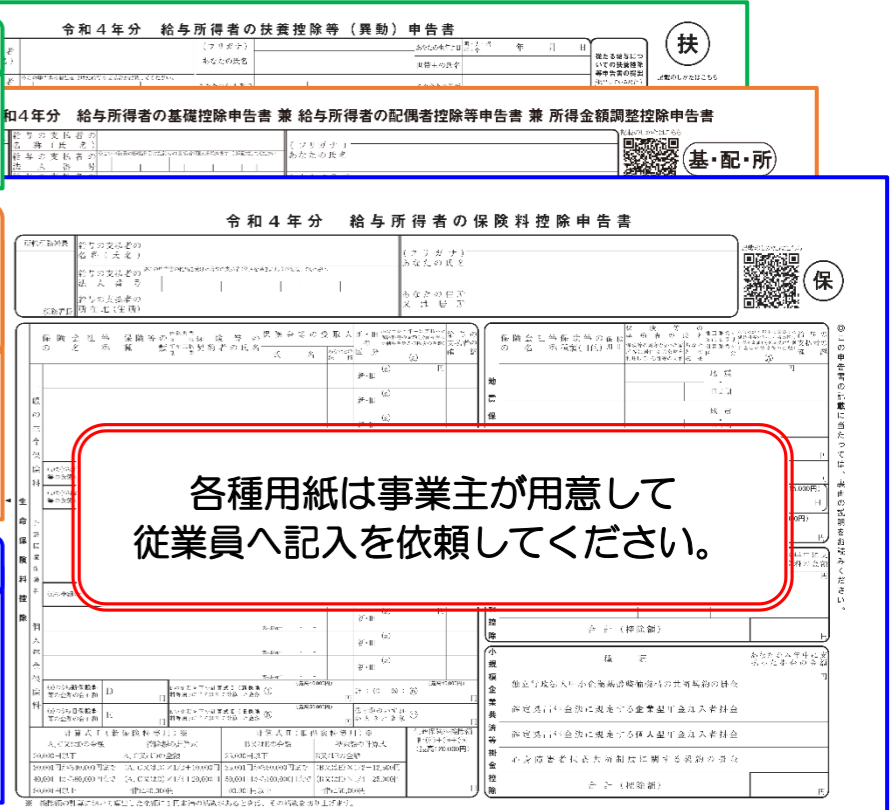


源泉徴収簿
R4・1~R4・12までの間に支払いをした給与・賞与を事業主(または経理担当)が記入してください。
令和5年分の源泉徴収簿
扶養控除等(異動)申告書
は令和5年1月に支払う給与の支給の前の日までに準備する必要があります

扶養控除等(異動)申告書
記載内容に変更がないか従業員の方に確認してください。

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
従業員の方に渡して記入してもらう用紙です。従業員の方が該当箇所を記入します。

保険料控除申告書
従業員の方に渡して記入してもらう用紙です。生命保険料控除や国民年金、健康保険など該当箇所を記入します。



＜その他＞
事業主の確定申告をされる際に、この指導会で作成した源泉徴収簿が必要となりますので、大切に保管し決算・申告指導会に持参願います。